

平成 20 年 8 月 1 日

関 係 各 位

宇和島市長 石橋寛久

( 公印省略 )

宇和島市工事請負契約約款第 25 条第 5 項の適用について

宇和島市発注の建設工事において、最近の特定の資材価格の高騰を踏まえ、宇和島市工事請負契約約款第 25 条第 5 項（単品スライド条項）に基づく請負代金の見直しを円滑に行うことができるよう、本条項の当面の運用ルールを定め、平成 20 年 8 月 1 日から本条項を適用することとしましたのでお知らせします。

記

1 . 適用年月日

平成 20 年 8 月 1 日

2 . 適用資材

鋼材類（H 形鋼・異形棒鋼 等）

燃料油（軽油 等）

3 . 対象となる工事

以下の ~ の全てに該当する工事

適用日以降に工期の末日を迎える工事及び、適用日以降に新たに契約を締結する工事

工期末の 60 日前までに同条項に基づく請負代金額変更の請求があった工事

協議開始の日までにスライド額の算定に必要な証明書類の提出がなされた工事

4 . 対象としない工事部分

同条項に基づく請負代金額変更の請求日以前に既済部分検査が完了している工事部分

5 . スライド額の算定方法

( 1 ) スライド額算定の対象とする資材の判定

鋼材類

鋼材類に該当する材料の価格高騰による変動額が請負代金額の 1 % を超える場合は、鋼材類をスライド額算定の対象資材とする。

燃料油

燃料油に該当する材料の価格高騰による変動額が請負代金額の 1 % を超える場合は、燃料油をスライド額算定の対象資材とする。

( 2 ) スライド額の算定式

愛媛県運用の算定式に準ずる